

東通村地域防災計画の修正を決定

4月11日、東通村庁舎4階大会議室において、東通村防災会議が開催されました。東通村防災会議は、県関係部局や警察・消防などの防災機関の方々により構成され、村地域防災計画を作成する、修正し、その実施を推進することや災害に関する情報を収集することなどを目的に設置されています。

会議では、会長である越善村長より、村の防災行政の推進と防災体制の整備に万全を期していくと挨拶がありました。その後、事務局より、地域防災計画（地震・津波編、風水害編、原子力編）の修正内容について説明がありました。委員からは、地震時の防災体制に関する質問などが出されました。

なお、今後も、最新の知見等を反映しつつ、適宜、計画の修正を行なっていくこととしております。村としては、今後も引き続き、防災体制の充実・強化に努めてまいります。



防災会議会長（越善村長）



会議の様子

《地震・津波編の主な修正》 ※ 風水害編についても同様の修正を行なっています。

- 地震・津波防災対策に万全を期するため、災害対策本部の設置基準を修正
- 災害に強いまちづくりを推進するため、津波避難計画を策定する項目を追記
- 地震・津波情報等の伝達を迅速かつ的確に実施するため、情報波警報・注意報の発表基準を修正
- 避難勧告、指示の基準を明確にするための修正

《原子力編の主な修正》

- 緊急時区分等

これまでの警戒事象、特定事象、原子力緊急事態に代わり、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態について定義しています。

- 緊急時モニタリング

原子力災害時には、国が緊急時モニタリングセンターを設置し、村は関係機関とともに緊急時モニタリングに協力することとしました。

- 安定ヨウ素剤の配布・服用

発電所から5km圏内に住民説明会を開催して、事前配布することとし、その他の地域には緊急時に配布することを明記しました。

- 要配慮者、避難行動要支援者、施設敷地緊急事態要避難者

災害対策基本法、原子力災害対策指針の改訂を踏まえ、新たに要配慮者、避難行動要支援者、施設敷地緊急事態要避難者を定義し、災害時に支援する体制を整備します。

※地域防災計画（原子力編）の詳細については、原子力対策課ホームページ「東通村と原子力」の「原子力防災」のページをご覧ください。

URL : http://www.atom-higashidoori.jp/04_bousai/index.html